令和８(2026)年度栃木県相談支援従事者専門コース別研修実施要領

1　目的

相談支援従事者専門コース別研修は、相談支援従事者研修事業実施要綱（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められた指定相談支援従事者の研修であり、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

2　実施主体　栃木県、栃木県自立支援協議会相談支援部会研修ワーキンググループ

3　研修対象者

栃木県内の指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。

具体的には、現任研修の受講歴がない者は過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があることを受講要件とし、現任研修受講歴がある者は過去 5 年間に 2 年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とします。なお、実務経験は研修申込時点とします。

4　定員　50 名

5　研修日程　令和９(2027)年１月 28 日(木) 10:00～16:00

6　会場　栃木県河内庁舎大会議室　宇都宮市竹林町１０３０－２

7　申込方法

（１）下記 URL(電子申請システム)にアクセスし、「様式１申込書」に必要事項を御記入の上、Excel ファイルのまま提出してください。ファイル名は「**ご自身のお名前、専門コース申込**」としてください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11158

（２）「様式２実務経験等証明書」を郵送で提出してください。

※「様式２実務経験等証明書」は所属法人等が作成してください。過去５年以内に所属法人等が変更になった方は２年以上の実務経験が証明できるように法人ごとに作成してください。

提出先：〒320-8503　栃木県宇都宮市駒生町 3337-1
栃木県障害者総合相談所　専門コース別研修担当行

（３）研修受講にあたって合理的配慮が必要な方は、「様式３合理的配慮事項申請書」を(１)と一緒に電子申請システムから提出してください。

提出期限：**令和８(2026)年 12 月 17 日（木）（必着）**

※（１）（２）の両方が確認できない場合は受講決定できませんので、御留意ください。

※様式１～３は県ホームページからダウンロードしてください。

8　内容

シンポジウム　意思決定支援～ライフステージにおける意思決定支援～

基調講演：全国手をつなぐ育成会連合会　常務理事　又村あおい氏

シンポジスト：栃木県内で活躍している相談支援専門員

又村氏　紹介文

昭和４８年生まれ。

知的・発達障害のある人と家族や支援者を中心に構成される（一社）全国手をつなぐ育成会連合会の常務理事兼事務局長

また、知的・発達障害のある人に関わる幅広い団体によって構成される（公社）日本発達障害連盟の常務理事（発達障害連盟刊行の「発達障害白書」「ＪＬニュース」編集長）のほか、厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員や内閣府の障害者差別解消法関係各種検討会委員なども兼務

障害者総合支援法、児童福祉法をはじめとする障害児者福祉制度全般や、障害者権利条約・障害者虐待防止法・障害者差別解消法などの権利擁護施策と、障害のある人の意思決定支援、成年後見制度の見直し、障害のある人の暮らしとお金、障害のある子ども（医療的ケアを必要とする子ども）への支援、障害者優先調達推進法を活用した工賃向上、障害児者支援を通じた地域づくりなどが主な活動分野

9　受講決定

令和９(2027)年１月中旬までに栃木県障害者総合相談所から申込書の「受講に関する通知等送付先」宛て、受講の可否について通知します。令和９(2027)年 1 月 21 日(木)までに受講可否通知が届かない場合は当所までお問い合わせください。なお、お問い合わせの際には電子申請システムから送付された申込完了メールが必要です。

申込者数が定員を超えた場合は、各市町の受講人数や電子申請システムの申込順等を考慮し受講決定します。また、実務経験等証明書が提出期限までに提出されなかった場合は実務要件を満たしていることが確認できないため、受講決定できませんので御注意ください。

10　修了証書の交付　　本研修の全課程を修了した者に対し、「修了証書」を交付します。

11　注意事項

（１）15 分以上の遅刻・早退・中座がありますと研修修了とみなせず、修了証書の交付はできません。

（２）研修中、他の受講生等の迷惑になる行為を行った方は退場していただく場合があります。この場合も修了証書の交付はできません。

（３）電子申請システムに入力いただいたメールアドレス宛てに本研修に関する通知等を送付する場合があります。

（４）事務局は本研修を必要時、録画し活用させていただく場合がございます。御了承ください。

12　研修問合せ先

栃木県障害者総合相談所　知的障害支援課 専門コース別研修担当

〒320-8503　栃木県宇都宮市駒生町 3337-1

TEL：028(611)1208　　FAX：028(623)7255

メール：soudanshien@pref.tochigi.lg.jp